

○士気高揚推進協議会（委員会）の設置及び提案等の処理に関する要綱の制定について

（平成5年6月30日甲通達警第37号）

職員相互の意思の疎通を活発にし、活力に満ちた組織づくりを行うため、別添のとおり「士気高揚推進協議会（委員会）の設置及び提案等の処理に関する要綱」を制定し、平成5年7月1日から施行することとしたので、その効果的な運用に努められたい。

なお、「静岡県警察士気高揚推進協議会（委員会）設置要綱の制定について」（平成元年甲通達警第10号）及び「提案制度要綱の制定について」（平成元年甲通達警第11号）は廃止する。

別添

士気高揚推進協議会（委員会）の設置及び提案等の処理に関する要綱

第1 目的

職員相互の意思の疎通を活発にし、風通しの良い勤務環境の確立を図るとともに、職員から出された提案（要望・意見を含む。以下「提案等」という。）を積極的に警察運営に反映させることにより職員の処遇や業務の改善等を推進し、活力に満ちあふれた組織づくりを図ることを目的とする。

第2 士気高揚推進協議会（委員会）の設置等

1 協議会の設置

所属長は、所属に士気高揚推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

(1) 協議会の任務

協議会は、次に掲げる事項及び所属職員からなされた提案等について協議することを任務とする。

ア 勤務制度及び処遇の改善に関すること。

イ 休暇取得の促進及び時間外勤務の抑制に関すること。

ウ 人事配置上の要望に関すること。

エ 事務の合理化、能率化の推進に関すること。

オ 生活環境の充実にに関すること。

カ 余暇利用の推進に関すること。

キ 健康管理の徹底に関すること。

ク 各種訓練の推進に関すること。

ケ 職場におけるレクリエーション活動の推進に関すること。

コ 前記に掲げるもののほか、活力ある組織づくりに資するための施策に関すること。

(2) 協議会の組織

協議会は、会長、副会長及び協議員をもって構成し、それぞれ次の者をもって充てるものとする。

ア 会長 次席等

イ 副会長 県本部にあつては課長補佐又はこれと相当の職にある者
警察署にあつては警務課長の職にある者

ウ 協議員 所属職員が推薦した者の中から所属長が指名する者

(3) 協議会の運営

ア 会長は、協議会の任務を遂行するため、所属長の承認を得て、適宜、会議を開催するものとする。

イ 副会長は、会議の開催状況を士気高揚推進協議会会議記録簿（様式第1号）に記載し、速やかに所属長に報告するものとする。

(4) 協議会の庶務

ア 協議会の庶務は、県本部にあつては総（庶）務係、署にあつては警務課において行うものとする。

イ 前記アの規定にかかわらず、総（庶）務係を置かない県本部の所属にあつては、当該所属の長が指定する係に協議会の庶務を行わせるものとする。

2 委員会の設置

県本部に静岡県警察士気高揚推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(1) 委員会の任務

委員会は、協議会を統括するとともに、第2の1(1)に掲げる事項及び県本部警務課長（以下「警務課長」という。）から付議された提案等について審議することを任務とする。

(2) 委員会の組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次の者をもって充てるものとする。

ア 委員長 警務部長

イ 副委員長 警務課長

ウ 委員 総務課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事企画課長、交通企画課長、公安課長

(3) 委員会の運営

ア 委員会は、必要の都度開催するものとする。

イ 委員長は、協議会会長その他必要と認める者を会議に出席させることができるものとする。

(4) 委員会の庶務

委員会の庶務は、県本部警務課において行うものとする。

第3 提案等の処理

1 職員の責務

職員は、活力ある組織づくり及び効率的な警察運営を推進するために、提案等を積極的に行うものとする。

2 提案等要望書による提案等の取扱い

- (1) 職員は、提案等要望書（様式第2号）により、副会長を経由し、協議会に対して提案等を行うことができるものとする。
- (2) 副会長は、職員からなされた提案等について、提案等受理簿（様式第3号）に記載するとともに、その処理方針について会長と協議し、協議会での検討を要するものは、協議会で協議した後、所属長に報告するものとする。
- (3) 所属長は、副会長から報告を受けた提案等のうち、所属において処理できるものにあつては幹部会議に付議するなどして処理し、県本部主管課において処理することが適当であると認められる提案にあつては提案等を行った職員から静岡県警察統合情報通信ネットワークシステムを使用して提案等を登録するシステム（以下「提案コーナー」という。）に登録させるものとする。

3 提案コーナーへの登録による提案等の取扱い

- (1) 職員は、県本部所属の処理を必要とすると思われる提案等について、前記2に規定する提案等要望書による提案等の取扱いの過程を経ることなく、提案コーナーに直接登録することができるものとする。
- (2) 警務課長は、提案コーナーに職員からの提案等が登録されたときは、閲覧期間を定めた上で、その内容を主管する課長等（以下「主管課長等」という。）に提案等回答書（様式第4号）により回付するとともに、必要により委員会に付議するものとする。
- (3) 職員は、閲覧期間中の提案等に対する意見を提案コーナーに登録することができるものとする。
- (4) 主管課長等は、閲覧期間終了後遅滞なく処理し、その結果を提案等回答書により警務課長に回付するものとする。
- (5) 警務課長は、主管課長等から回付を受けた提案等回答書により提案コーナーに回答を登録するとともに、提案等を登録した職員が所属する所属の長及び提案者に回答するものとする。

4 表彰

警務部長又は所属長は、職員からの提案等が賞揚に値すると認めたときは、これを表彰するものとする。

第4 報告等

所属長は、本要綱に定める目的を達成するために顕著な効果が認められる施策を実施したときは、適宜、資料を添えて、士気高揚推進施策報告書（様式第5号）により警務部長に報告するものとする。